

新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組

令和2年5月26日決定

6月 1日適用

新型コロナウイルスの存在を前提にしながら、
日常生活を取り戻す！

基本的な感染対策を継続しながら、社会経済活動を推進する

新しい生活様式の徹底を図る。

1 県民の皆様へのお願い

- ① 外出については、「感染防止対策が徹底できていないなど、クラスター発生のおそれが高い施設」や「三つの密（密閉，密集，密接）のある場」を徹底的に避けるとともに，手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するという，感染拡大を予防する新しい生活様式【別添1】を徹底してください。
- ② 5月25日（月）の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（北海道，埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県。以下，「5月25日時点の特定警戒都道府県」という。）への移動については，6月18日（木）までは，観光，レジャーなどを目的とした移動を避ける等，「今でなければならぬ」、「自分でなければならぬ」などの必要な用件以外での移動は慎重に対応してください。
また，その他の地域への移動についても，感染者の発生動向を踏まえて，慎重にお願いします。

2 県外の皆様へのお願い

- ① 5月25日時点の特定警戒都道府県からの来県については、6月18日（木）までは、観光、レジャーなどを目的とした移動を避ける等、「今でなければならぬ」、「自分でなければならぬ」などの必要な用件以外での移動は慎重に対応してください。

また、その他の地域からの来県についても、地域の感染者の発生動向を踏まえて、慎重にお願いします。

- ② 来県された場合は、下記のような感染拡大防止対策をお願いします。
- ・ マスク着用など咳エチケットの徹底
 - ・ 毎日の体温測定の徹底
 - ・ 発熱等の症状が出たら、帰国者・接触者相談センターへ相談

3 事業者の皆様へのお願い

- ① 事業活動に当たっては、【別添2】【別添3】を参考にするとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づき、積極的な感染防止の取組をお願いします。

- ② イベントについては、屋内イベントは「収容定員の半分以下の参加人数とすること」、屋外イベントは「人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）」を前提に実施してください。

ただし、その場合でも、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期してください。

- ③ 職場においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を推進するなど、『三つの密』を避ける行動を徹底するとともに、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議活用等）をお願いします。

4 県の公共施設について

県の公共施設のうち、キャンプ場等については、6月18日（木）までは、県内居住者及び5月25日時点の特定警戒都道府県を除く地域の居住者の利用に限ります。

5 感染者、医療従事者等への差別、偏見等防止のお願い

感染者やその家族、治療にあたった医療機関とその関係者、その他関わりがあった方々に対して、不当な差別や偏見、いじめ等が行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

【別添1】

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

【別添2】

事業活動に当たっての積極的な感染防止の取組のお願い

事業者の皆様におかれましては、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された「(2)業種ごとの感染症拡大予防ガイドラインに関する留意点(抜粋)(別紙1)」や「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)(別紙2)」、並びに以下の具体的な取組例を参考に積極的な感染防止の取組をお願いします。

施設等	具体的な取組例
小売店	・レジ前の間隔の確保(待機列の間隔を空けるための床面サイン等の設置)
	・有人レジの間隔を空けた運用,セルフレジの活用
	・レジ周りの飛沫感染防止のための透明の間仕切り等の設置
	・高齢者や障害者等の客が優先的に買い物ができる時間帯の設定
	・人との接触を減らすための電子決済の利用推奨
	・人との接触を減らすための通販による販売方式の導入
	・少人数・マスク着用による来店呼びかけ
	・バーゲンセールや物産展などの催事やイベントの自粛
	・タイムセールス等の販促イベントの自粛
	・複数人が触る商品サンプルにウイルスが付着する可能性があるため,提供を自粛
	・器具や試食品にウイルスが付着する可能性があるため,試食販売を自粛
食事提供施設	・子ども同士の接触を減らし,感染リスクを低減させるため,キッズスペースを自粛
	・個室など密閉した部屋の使用の自粛
	・座敷席等における多人数での使用の自粛(家族利用を除く)
	・横並びの着席(対面で座ることにより飛沫感染の可能性が高くなるため,対面は避ける)
	・座席の間にパーティションの設置
	・十分な座席間隔の確保
	・客の入れ替え時の適切な消毒や清掃
・大皿やビュッフェスタイルでの提供については,各自が自分の箸で料理を取ることやトング等の共用により,食材への唾液の付着や,共用による感染拡大のリスクがあるため,個人用トング・取り箸を提供	

食事提供施設	・ お酌の際に密接することによる感染や、グラスやお猪口に唾液が付着することによる感染を防ぐため回し飲みはしないよう注意喚起
	・ 長時間の滞在による感染を防止するため、酒類の提供時間の配慮
	・ 店内の他人と共用する物品は、最低限の配置となるよう工夫
	・ 子ども同士の接触を減らし、感染リスクを低減させるため、キッズスペースを自粛
	・ 接客時等におけるマスク着用
	・ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応
劇場等	・ マスク着用の要請
	・ 十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	・ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・ 適切な消毒や換気
博物館 美術館 図書館	・ マスク着用の要請
	・ 十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	・ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・ 適切な消毒や換気
	・ 入場制限等により施設内移動における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
サービス業や 学習支援業を 営む施設	・ マスク着用の要請
	・ 十分な座席間隔（四方を空けた席配置等）の確保
	・ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・ 適切な消毒や換気
	・ 従業員と客との間や客と客との間にパーテーションを設置
遊技場	・ マスク着用の要請
	・ 十分な座席間隔（約2m）の確保
	・ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における人と人との十分な間隔（約2m）の確保
	・ 適切な換気
	・ 客の入れ替え時の消毒
	・ 客同士が大声で会話しないよう注意喚起（BGMや機械の効果音等を最小限に設定）

2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点（抜粋）」

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
 - ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・鼻水，唾液などが付いたごみは，ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は，マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は，必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に，不特定多数が触れる環境表面を，始業前，始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は，通常の清掃で良い。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については，感染した場合の重症化リスクが高いことから，サービス提供側においても，より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において，地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には，対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては，これまでにクラスターが発生している施設等においては，格段の留意が必要である。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

別紙2

		屋内						
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	運動施設 (屋外)	公園	入場人数の制限・ 滞在時間の制限	滞在時間の 制限	滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限							
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
		四方を 空けた 席配置						
密閉	—	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	頻繁な換気（窓開け、扇風機）	テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	—	—	マスク着用					
	—	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける					
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生	入場時手指衛生	こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生	
—	—	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						
—	—	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

【別添3】

接待を伴う飲食店等における 積極的な感染防止の取組のお願い

令和2年5月15日 鹿児島県健康増進課

接待を伴う飲食店等においては、まず、従業員自らが、日常生活の中で新しい生活様式を徹底することにより、自身の感染リスクを抑えるとともに、営業にあたっては、以下の具体的な取組例を参考に積極的な感染防止の取組をお願いします。

具体的な取組例
■ 換気等の徹底
○換気の徹底 ・換気扇等の活用 ・客の入れ替え時等を利用した一定時間のドアの開放
○窓の開放等による定期的な外気の取り入れ
○フロントへの透明シートの設置
■ 消毒・清掃等の徹底
○手や口に触れるもの（コップ等）の洗浄消毒の徹底
○不特定多数が接触する場所（ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、イス、トイレの流水レバー、便座、注文用タブレット、リモコン等）の消毒の徹底
○飛沫の付着が多いマイクの消毒の徹底
○感染リスクが比較的高いと考えられるトイレの清掃の徹底
○トイレのハンドドライヤーの使用の禁止
○店舗の入口等への手指用アルコール消毒液の設置
■ 人と人との間隔の確保
○十分な座席・テーブル間隔の確保
○密集状態を生み出さないための施設の大きさに応じた入場客数の制限
○ライブハウス等における出演者（歌手）と客の2 m以上の間隔の確保
■ 接客上の適切な工夫
○飛沫・接触感染を避ける接客の工夫 ・客と横並びでの着座 ・客と対面で着座する場合は1 m以上の間隔の確保

<ul style="list-style-type: none"> ・ 客との不要な接触の回避 ・ 客とのグラス等の共用の禁止 ・ 大声での会話を生み出さないための適切な音量でのBGM ・ 周囲に飛沫が飛ばないための特定の場所でのカラオケの実施 (歌っている人とそれ以外の人との間に2m以上の間隔の確保) (自席でのカラオケの禁止)
○ 共用による感染リスクを避けるためのつまみ等の小皿での提供
<p>■ 来店客への適切な協力依頼</p>
○ 発熱や感冒症状がある客の入店の制限
○ 咳エチケットや身体的距離の確保等，客への適切な感染防止対策の推奨
○ 感染者が発生した場合に，速やかに対処できるように，客の連絡先の把握
<p>■ 従業員等への適切な指導</p>
○ 従業員の健康チェックの徹底
○ 発熱や感冒症状がある従業員・出入り業者に対する出勤の制限などの適切な対応
○ 従業員へのこまめなうがい，手洗い，手指消毒の推奨
○ フロントや配膳スタッフ等へのマスク着用の推奨
○ 従業員のユニフォームや衣服のこまめな洗濯